

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度 那覇市し尿等下水道放流施設維持管理業務委託
- (2) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 那覇市し尿等下水道放流施設
(浦添市伊奈武瀬1-5-11)
- (4) 業務内容 別紙「令和8年度 那覇市し尿等下水道放流施設維持管理業務委託仕様書」のとおり
- (5) 最低制限価格は設定しない。
- (6) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年3月19日（木）午後2時
- (2) 場 所 那覇市クリーン推進課 会議室
※郵送による入札は認めない。
- (3) 特記事項 この公告は、令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和8年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がありましたら、質問書に記入してFAXにて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 那覇市法制契約課にR7・R8年度の委託業者又は工事業者で登録されていること。
- (3) 沖縄本島に本社又は営業所があること。
- (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者。

5 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の100分の5を那覇市に納付すること。

6 契約保証金

那覇市契約規則第30条第9号により免除する。

7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、下記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。施設の見学は令和8年3月10日までとする。

10 問い合わせ先

那覇市環境部クリーン推進課管理グループ 赤嶺

〒901-1105 南風原町字新川650

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274